

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年9月8日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

中部水再生センター機器分析室空調設備緊急応急措置修理工事

2 履行(納品)場所

中区本牧十二天1番1号

3 契約日

令和5年7月4日

4 履行日又は履行期間

令和5年7月4日から令和5年8月31日まで

5 契約金額

¥1,547,626.- (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥140,693.-)

6 契約の相手方(名称及び所在)

東京瓦斯株式会社 企画部 企画部長 吉田 範行
東京都港区海岸一丁目5番20号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

機器分析室空調設備の故障によって室温が上昇し、水質分析試料の温度に影響を与えて正常な水質分析ができなくなり、水再生センターの安定的な運転に影響を及ぼすため緊急に修理しました。

8 契約の相手方の選定理由

東京瓦斯株式会社は、本修理対象である空調設備の製造業者として早期の対応が可能であり、施工能力を有した事業者です。したがって、本工事を緊急に施工できる体制を有している東京瓦斯株式会社を契約の相手方として選定しました。

9 所管課

環境創造局下水道施設部中部水再生センター